

地球市民アカデミア

「地球市民アカデミア・ファンド」助成金交付要綱

（目的）

- 1 この要綱は、「地球市民アカデミア・ファンド運営審査委員会」設置運営要綱（2006年4月1日）の第4項に基づき、助成金の交付に関し、必要な事項を定める。

（助成対象者）

- 2 助成対象者は、原則として地球市民アカデミア（以下、「アカデミア」という）修了生の個人またはグループとする。

ただし、申請する活動に対して、NGOなどの既存の団体からの助言や協力などを得ることや、共催や協働の上で活動を実施することは妨げない。

また、グループで申請する場合は、修了生以外の者がグループに含まれてもよいが、申請者は修了生とし、活動における修了生の発意や主体性が損なわれないことを条件とする。

（助成対象活動）

- 3 助成対象となる活動は、次の各号のいずれかに該当する活動で、原則として2008年3月までに完了するものとする。
 - （1）アカデミア修了生が実施する、修了生間のネットワーク活動
 - （2）アカデミア修了生が実施する、地球市民育成を目指す学習・教育活動
 - （3）アカデミア修了生による「公正で共に生きることのできる地球市民社会づくり」に向けた諸活動
 - （4）その他、ファンドの目的に合致する活動
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励の対象としない。
 - （1）営利を目的としている場合
 - （2）特定の政治活動又は宗教活動を目的とする場合
 - （3）公共の秩序、安全を害するおそれのある場合

（助成金の額）

- 5 個々の活動に対する助成金の額は、原則として活動の実施に要する直接経費のうち30万円を上限とし、予算の範囲内で決定する。

（助成金交付の制限）

- 6 同一の個人またはグループに対する助成金の交付は、原則として1回かつ1つの活動限りとする。

（申請の受付等）

- 7 助成申請の受付及び対象活動の期間などは、次のとおりとする。

募集開始	2006年4月1日（土）
受付期間	2006年4月1日（土）～6月15日（木）
選考日	2006年6月下旬

発表日 2006年7月1日(土)
対象活動の期間 2006年7月1日(土)から2008年3月末日

- 8 助成金を受けようとする者は、前項の受付期間中に、助成金申請書及びその他指定する書類を運営審査委員会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

- 9 運営審査委員会は、審査結果に基づき、助成金の交付を決定し、原則として、2006年7月1日までに、これを助成金申請者に通知する。なお、助成金の交付を決定する際、必要と認めるときは、条件を付することができる。

- 10 運営審査委員会は、助成金の交付が決定した個人またはグループに対し、原則として助成対象活動の開始時まで助成金を交付する。

(助成対象活動の内容の変更)

- 11 助成金の交付を受けた者は、助成対象活動の内容等を変更しようとする場合は、変更承認願いを運営審査委員会に提出し、その承認を得なければならない。

(助成対象事業の広報努力)

- 12 助成金の交付を受けた者は、助成対象事業の広報資料等で努めてその旨を明示しなければならない。

(交付決定の取消)

- 13 運営審査委員会は、助成対象となった活動が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 活動を実施しないとき、又は期限内に活動を実施する見込みがないとき
- (2) 申請書の記載と事実が著しく相違した場合
- (3) 活動に際して違法行為があったとき
- (4) その他、審査委員会が不相当と認めたとき

(助成金の返還)

- 14 助成対象となった活動を実施する者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付された助成金の全額または一部を、直ちに運営審査委員会に返還しなければならない。

- (1) 助成金交付の決定が取り消された場合
- (2) 活動報告書が提出されなかった場合又はその内容が不十分であった場合

(報告書の提出)

- 15 助成金を受けて活動した者は、活動終了後2ヶ月以内に、運営審査委員会に活動報告書を提出しなければならない。

(助成対象活動の公表)

- 16 運営審査委員会は、助成対象活動に関する活動報告書等の資料を全アカデミア修了生に公表することができる。

(委任)

17 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は運営審査委員会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、2006年4月1日から施行し、2年間の有効期間を有するものとする。